平成２２年（フ）第２４９０号
神奈川県藤沢市辻堂元町３丁目９番18号
コーポ相沢202
債務者　杉本　眞理
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９２２号
横浜市栄区長沼町644番地４　ダイアパレス横浜・戸塚307号
債務者　梅原　英史
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３６９号
横浜市金沢区長浜２丁目23番18号
債務者　谷内由美子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５９８号
岡山市東区升田164番地３
債務者　坪田　周二
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２２２号
横浜市神奈川区西寺尾４丁目22番３号　深沢マンション201号
債務者　脇本真佐美
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２８４号
横浜市保土ケ谷区常盤台18番１―418号
債務者　服部　忠史
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３３２号
横浜市神奈川区羽沢町947番地１　宮向団地４街区３号棟305号室
債務者　内藤　和子（旧姓菅沼・清水）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１００号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉1372番地イ号
債務者　山本　憲夫
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１０４号
長野県佐久市中込2601番地１　コーポコスモＢ―８、前住所長野県佐久市中込2390番地市川荘
債務者　持田　雄稔
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１０６号
長野県小諸市丙825番地３　市営住宅805号
債務者　井出　英治
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１０７号
長野県小諸市大字御影新田2121番地65　県営住宅池の前団地53―61
債務者　中川　宏子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第８５号
秋田県大仙市大曲日の出町１丁目16番６号、前住所埼玉県さいたま市西区大字指扇2407番地３　指扇第２コーポ103号室
債務者　三浦　秀子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第５３８号
岡山市北区田中168番地112　ピュア田中301
債務者　髙田真奈美
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６１７号
岡山県加賀郡吉備中央町西388番地　サンコーポ吉備２棟103号
債務者　ＫＵＷＡＹＯＳＨＩ　ＩＲＥＮＥ　ＶＩＲＧＥＬＩＴＡ　ＡＢＥＬＡＲＤＥ（桑吉アイリン）
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６１８号
岡山県瀬戸内市長船町磯上2798番地31
債務者　高森　安洋
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部